

作成：アイリス社会保険労務士事務所/社会保険労務士ふじた事務所

〒520-2145 滋賀県大津市大將軍2丁目3-4

ガーディアンシャトーII 201号室

TEL 077-548-8426 FAX 077-548-8427



## キャリアアップ助成金の申請要件が緩和されます！

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するための助成金制度です。全部で7つのコースがありますが、そのうちの「正社員化コース」について、令和3年度より申請のための要件が緩和されます！

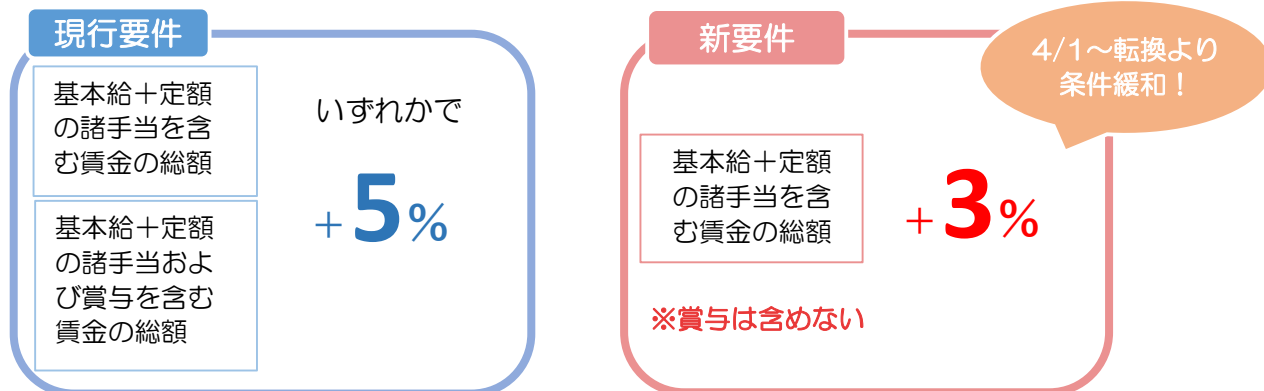
### キャリアアップ助成金の概要と変更内容

#### キャリアアップ助成金(正社員化コース)

要件…有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用する

#### 変更点

★有期社員から正社員への転換前後の同6か月の賃金を比較して、どれだけ増額しているか？



➡ 助成金額： 中小企業1人当たり **57万円**

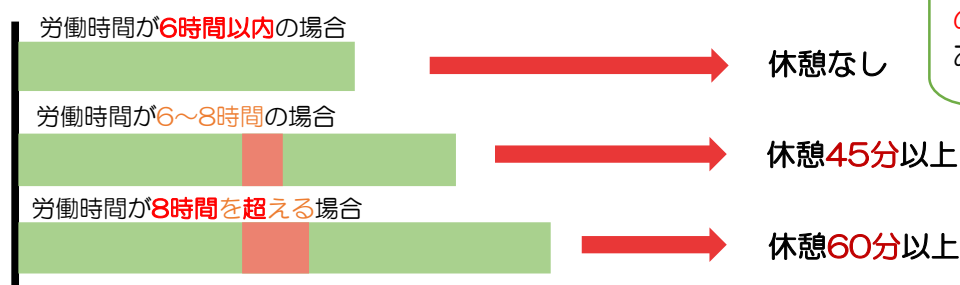
※有期社員から正社員への転換

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで



### ミニコラム：法律で定められた休憩時間は？

1日6時間以上働く時には必ず必要になる休憩時間ですが、労働基準法ではどのような基準が定められているのでしょうか？基本的な事ですが、改めておさらいしていきましょう！



休憩時間は、**労働時間の途中**に与える必要があります！

